

指定障害福祉サービス等の必要量見込みと確保方策

ここでは各項目毎に、各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、墨田区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し、算定をしています。

1．訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援）

【サービス内容】

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【必要量見込み】

平成 20 年 3 月現在の訪問系サービス利用者数を基礎として、利用者数および利用時間の伸び等を勘案して、必要量の見込みを定めます。

墨田区では、訪問系サービスの実績時間はほぼ平準化しているものの、精神障害者を中心に利用者数が増加しています。今後、一人当たりの回数、時間の増加についてのニーズも加味して、必要量の見込みについては、前年比 4% 増と推計します。

実績			
時期	実績人数	実績時間	1人当たりの時間
平成 19 年 3 月	170 人	4,127 時間	24.3 時間
平成 20 年 3 月	183 人	4,124 時間	22.5 時間

必要量の見込					
サービス種類	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	(人分/月)
21年度	4,461 時間分				190 人分
22年度	4,638 時間分				194 人分
23年度	4,824 時間分				198 人分

【確保方策】

障害福祉施策の安定的な実施には、サービスの質と量の確保が必要となります。平成 20 年 3 月現在、区内には事業を行う訪問系サービス事業者が 28 事業所あります。必要量に対するサービス提供量は確保されていると考えますが、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービス全体の見込み

日中活動系サービスは入所または通所する利用者に対して昼間に訓練、介護等を提供するサービスで、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」および地域生活支援事業によって行われる地域活動支援センターで提供されるサービスが含まれます。

自立支援給付としては、19 年度実績を基にして、今後の需要増や施設の新体系移行、施設整備の状況等を勘案して見込んだ数から、地域活動支援センターの利用見込み数を控除した数として、必要量を見込みます。

必要量の見込	
項目	数値
平成 21 年度	663 人分
平成 22 年度	785 人分
平成 23 年度	986 人分

(2) 生活介護

【サービス内容】

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では区外の施設を含めた生活介護利用者は 16 人ですが、現在旧法施設を利用して今後施設の新体系移行により生活介護の利用が見込まれる者 237 人を含めると 253 人と推計されます。

これらのことを基に、今後の利用増と施設の新体系移行を加味して下記のとおり必要量を見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	1,608 人日分	86 人分	開所日数(22 日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	3,329 人日分	178 人分	
平成 23 年度	5,068 人日分	271 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

平成 21 年度に区内の知的障害者通所更生施設と自立支援法外施設の 2 ヶ所(定員計 70 人)が新体系サービスに移行する予定です。また、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新たな生活介護事業施設(定員 30 人)の開設を予定しています。そのほか、区外の入所施設等の新体系への移行を把握し、関係機関と調整を図ります。

(3) 自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。身体障害者が対象となります。

【必要量見込】

入所施設の入所者の地域生活への移行を勘案して、必要量に見込みを定めます。平成 20 年 3 月現在、墨田区ではいずれも区外で自立訓練（機能訓練）を 1 人が利用している他、旧法の更生施設を 6 人が利用しています。今後は、旧法施設の新体系移行後は合わせて 6 人が自立訓練（機能訓練）を利用すると見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	19 人日分	1 人分	開所日数(22 日)および利用率(0.85)を 加味して一月当たりの必要量を見込 む。
平成 22 年度	56 人日分	3 人分	
平成 23 年度	112 人日分	6 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

入所施設の新体系への移行を把握し、関係機関と調整を図ります。

(4) 自立訓練（生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。知的障害者または精神障害者が対象となります。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では区内の民間事業所において 9 人が自立訓練（生活訓練）を利用しており、退院可能精神障害者のうち退院時のニーズ及び生活訓練事業の対象者と見込まれる者等を勘案して必要量を見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	158 人日分	12 人分	開所日数(22 日)および利用率(0.6)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	158 人日分	12 人分	
平成 23 年度	158 人日分	12 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では平成 19 年 4 月より区内民間事業所において自立訓練（生活訓練）事業を実施しており、引き続き必要量を確保していきます。

(5) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では区内民間事業所において 9 人、区外施設を含めて 12 人が就労移行支援を利用しています。旧法施設の新体系移行による増や利用ニーズの増を見込むとともに、平成 23 年度に旧本所授産場跡地に予定されている就労移行支援施設の整備による需要増を勘案して必要量を見込みます。

これにより、就労実現性の高い福祉就労系サービス利用者の 2 割が就労移行支援事業を利用する数値目標を平成 23 年度までに達成することを見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	337 人日分	18 人分	開所日数(22日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	355 人日分	19 人分	
平成 23 年度	748 人日分	40 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス供給量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では平成 19 年 4 月より区内民間事業所において就労移行支援事業を実施しています。また、平成 23 年度に旧本所授産場跡地に新規に就労移行支援事業施設(定員 20 人予定)の整備を予定しています。

(6) 就労継続支援 (A型)

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在墨田区では就労継続支援 (A 型) の利用者はいませんが、就労継続支援事業のニーズを持つ人の増加は見込まれます。一方、墨田区には大企業による特例子会社等が数社あり、今後もそれらへの一般就労や他のサービスの利用も相当数見込まれます。これらの特性を考慮し、就労継続支援 (A 型) 事業についての必要量を見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	187 人日分	10 人分	就労継続支援事業全体のうち、A 型事業の人数を求め、開所日数 (22 日) および利用率 (0.85) を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	187 人日分	10 人分	
平成 23 年度	187 人日分	10 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

(7) 就労継続支援 (B型)

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区内において、就労継続 (B 型) の対象者と見込まれる者は合わせて 6 ヶ所の就労継続支援 (B 型) 施設、知的障害者通所授産施設、自立支援法外の作業所でサービスを受けています。区外の施設を合わせた平成 20 年 3 月現在の就労継続 (B 型) の利用者は 29 人ですが、現在旧法施設を利用して、今後施設の新体系移行により就労継続 (B 型) の利用が見込まれる者 228 人を含めると 257 人と推計されます。

これらのことを基に、旧法施設の新体系移行による増と利用ニーズの増を加味して下記のとおり必要量を見込みます。なお、就労継続事業利用者のうち 10 人は就労継続支援 (A 型) を利用すると見込むため、下記の必要量には含みません。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	4,208 人日分	225 人分	就労継続支援事業全体のうち、B 型事業の人数を求め、開所日数(22 日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	4,432 人日分	237 人分	
平成 23 年度	5,704 人日分	305 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では旧法による通所授産施設 2 ヶ所と自立支援法外作業所 2 ヶ所が順次就労継続支援 (B 型) 事業への移行を予定しています。平成 21 年度には民間事業者による新たな就労継続 (B 型) 事業施設の開設を予定しています。区外事業者等とも連携して十分なサービス提供量を確保していきます。

また、利用者の工賃アップや、就労継続支援事業などの福祉就労系サービス事業所への官公需の拡大についても取り組んでいきます。

(8) 療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【必要量見込】

墨田区では平成 20 年 3 月現在、療養介護事業利用者は 8 人です。今後、年に 1 人ずつの利用者の増加を見込みます。

必要量の見込		
項目	数 値	考え方
平成 21 年度	10 人分	これまでの利用実績を踏まえ、前年度比 1 人増と見込む。
平成 22 年度	11 人分	
平成 23 年度	12 人分	

【確保方策】

病院等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

(9) 児童デイサービス

【サービス内容】

療育が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区内では児童デイサービスの利用はありませんが、平成 21 年度に児童デイサービスへの移行を予定している心身障害児療育施設「みつばち園」において、250 人が自立支援法外事業としてサービスを利用しています。また、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規児童デイサービス施設の整備を予定しており、今後も利用者の増加が見込まれるとともに一人当たりの通所回数増も見込まれます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	540 人日分	260 人分	平成 23 年度までに以下のとおりの利用を見込む。 集団:月 4 回 200 人 月 2 回 40 人 個別:月 2 回 190 人 月 1 回 90 人
平成 22 年度	1,290 人日分	270 人分	
平成 23 年度	1,350 人日分	280 人分	

(「人日分」：月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。)

【確保方策】

現在心身障害児療育施設として運営している「みつばち園」を平成 21 年度に新体系サービスへ移行するとともに、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規施設の整備を予定しています。

(10) 短期入所

【サービス内容】

自宅で、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

短期入所の利用者数、精神障害者の利用見込み、平均利用日等を勘案して必要量を見込みます。区内の短期入所施設は、知的障害者対象の「すみださんさんるーむ」が新体系サービスを行っています。

平成 19 年度利用実績は前期計画による利用見込みを上回っており、ニーズも高いことから、必要量は平成 20 年 3 月実績を基準として利用者数の伸び率を前年比 10% 増として見込み、利用日数については実績を踏まえ平均月 14 日とします。

実 績	
時 期	数 値
平成 19 年 3 月	23 人(151 人日)
平成 20 年 3 月	34 人(481 人日)

必要量の見込			
項 目	数 値	(人分/月)	考 え 方
平成 21 年度	574 人日分	41 人分	平成 19 年度実績を基準とし、人数を前年比 10% 増として必要量を見込む。
平成 22 年度	630 人日分	45 人分	
平成 23 年度	700 人日分	50 人分	

(「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)

【確保方策】

平成 20 年 3 月現在、区内では短期入所事業を行うサービス事業者が 1 ヶ所あります。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、区外を含めた民間事業者等と連携して活用資源を確保するとともに基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。また、新たなニーズに応じられるように区内の事業者の育成・支援に努めます。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

【サービス内容】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。共同生活介護は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では 80 人が共同生活援助・共同生活介護を利用しています。現在の利用者数に入所施設からの地域移行や退院可能精神障害者数等を勘案して、必要量を見込みます。

必要量の見込		
項目	数 値	考え方
平成 21 年度	87 人分	地域生活移行等により年 3-4 人増を見込む。また、新規事業所の開設による需要増を見込む。
平成 22 年度	110 人分	
平成 23 年度	120 人分	

【確保方策】

平成 20 年 3 月現在、墨田区内には共同生活援助・共同生活介護として運営しているグループホーム・ケアホームが 17 ヶ所あり、今後は平成 23 年度までに区内に 3 ヶ所、27 人分の知的障害者および精神障害者の共同生活援助・共同生活介護事業を行う施設の整備が予定されています。また、区外の共同生活援助・共同生活介護事業者と連携を図り、十分なサービス提供量を確保していきます。

なお、自立支援法外施設である重度身体障害者グループホームについて、設置の必要性が高いところから区内に整備していきます。

(2) 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

平成 17 年 10 月時点の施設入所者数 203 人を基礎として、1 割以上に当たる 21 人が地域生活に移行することを目標としますが、ケアホーム等での対応が困難な人など新規利用者数を同数の 21 人として、旧法施設の新体系への移行が完了する平成 23 年度には 203 人となるよう必要量を見込みます。

なお、この項目については、旧法入所施設の新体系移行の有無にかかわらず、施設に入所している人の全体数を必要量の見込みとします。

必要量の見込	
項目	数値
平成 21 年度	203 人分
平成 22 年度	203 人分
平成 23 年度	203 人分

【確保方策】

入所施設等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

4. 相談支援

【サービス内容】

入所施設や病院から地域生活に移行する障害者や単身で生活しているために自ら福祉サービスの利用調整が困難な障害者等を対象に、自立を促すための計画的な支援をおこないます。

【必要量見込】

居宅介護事業における平成 17 年 10 月の決定者数(340 人)の 3%を福祉サービス利用調整が困難な障害者として見込みます。

必要量の見込		
項目	数 値	考え方
平成 21 年度	10 人	340 人の 3% として必要 量を見込む。
平成 22 年度	10 人	
平成 23 年度	10 人	

【確保方策】

民間居宅事業者等と調整を図りながら必要量の確保に努めます。